

# 農業に対する事業税・事業所税の非課税

## 《事業税・事業所税》

### 1. 適用の対象者

農業者 ※

※ 事業税については、個人の行う特定の事業及び法人の行う事業が課税対象となります。また、事業所税については、政令指定都市等の指定都市において、事業所で事業を行う者が課税の対象となります。

### 2. 特例の内容

#### 【事業税】

原則として農業者（個人、農事組合法人である農地所有適格法人）に対する事業税は非課税。

#### 【事業所税】

原則として農業者が直接生産の用に供する一定の施設については非課税となるため、課税標準から差し引いて税額を算出。

資産割	=	事業所床面積	-	左のうち非課税に係るもの等	×	1m <sup>2</sup> につき600円
従業者割	=	従業者給与総額			×	従事者給与総額 の0.25/100

お問合せ先 農林水産省経営局経営政策課経営税制G  
(代表) 03-3502-8111 (内線) 5134  
(直通) 03-6744-2143